

建設業者の皆さんへ

現場代理人の常駐義務の緩和措置について

令和元年台風第19号による甚大な被災を鑑み、建設工事現場代理人の常駐義務の緩和措置について、下記により行うことといたしましたので、趣旨を十分理解の上、災害復旧等建設工事の迅速な遂行にご協力お願いいたします。

(1) 現場代理人の常駐義務取り扱いの変更について

「現場代理人の常駐義務の取り扱い」については、令和元年8月より下記のとおり運用していましたが、本町としては災害復旧等建設工事の迅速な遂行を確保するため現場代理人の兼任を認める緩和措置を下記のとおり取り扱うこととします。

なお、本通知による取扱いは令和3年3月31日までに発注する建設工事に適用するものとする。

改正後	現行
他の工事との兼任を認める措置 上三川町が発注する工事で、次の全ての要件を満たす場合に兼任を認めることとする。 ① 兼任は2箇所までとし、いずれも当初請負額3千万円未満（税込み）であること。 ② 現場代理人を兼任しても現場の運営、取締り等に支障がないと認められる工事であり、仕様書に明記がされていること。	他の工事との兼任を認める措置 上三川町が発注する工事で、次の全ての要件を満たす場合に兼任を認めることとする。 ① 兼任は2箇所までとし、いずれも当初請負額3千万円未満（税込み）であること。 ② 現場代理人を兼任しても現場の運営、取締り等に支障がないと認められる工事であり、仕様書に明記がされていること。 ※ 支障がないと認める工事については、両方若しくは一方の工種が舗装であること又は、当初請負額1千万円未満であることとします。

※1 兼任を認めた工事において、施工管理の不徹底に起因する事故の発生など現場運営、取締りに不備と認められる場合は、兼任措置を取り消し新たな現場代理人の配置を求めることがあります。